

○平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 伝送路設備の敷設状況等に関する次の情報</p> <p>イ 敷設されている光信号用の伝送路設備の芯数、距離及び経路並びに波長分割多重装置の設置の有無</p> <p>ロ イのうち、現に提供されていない光信号用の伝送路設備（以下「空き芯線」という。）の芯数、距離及び経路</p> <p>ハ 敷設されている光信号用の伝送路設備の終端部の位置</p> <p>ニ 光信号用の伝送路設備のうち、電気信号用の伝送路設備への変更が可能である回線の電話番号</p> <p>四～七 (略)</p> <p>第二条～第三条 (略)</p>	<p>第二条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第三項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 伝送路設備の敷設状況等に関する次の情報</p> <p>イ 敷設されている光信号用の伝送路設備の芯数、距離及び経路</p> <p>ロ イのうち、現に提供されていない光信号用の伝送路設備（以下「空き芯線」という。）の芯数、距離及び経路</p> <p>ハ 敷設されている光信号用の伝送路設備の終端部の位置</p> <p>ニ 光信号用の伝送路設備のうち、電気信号用の伝送路設備への変更が可能である回線の電話番号</p> <p>四～七 (略)</p> <p>第二条～第三条 (略)</p>